

利用できる制度一覧（身体障害者手帳1級、2級）

制度項目	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックを参照	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□ 重度障害者医療費助成制度	保険適用範囲内の医療費を助成 (診察代・薬代・検査代も含む) ※入院中の食費・部屋代・雑費は助成対象外	・身体障害者手帳1級又は2級 ・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	□身体障害者手帳 □資格確認書または資格情報のお知らせ ※いずれもお持ちでない場合は、個人番号（マイナンバー）を利用して市が情報照会することをご了承ください。 □マイナンバーカードまたは通知カード ※償還払いをする際には、印鑑が必要になります。	※初回申請の方は、手帳交付日から受給者証が発行されるまでの医療費の領収書により償還払いができます。 ※対象となった方には、手続き後、毎年6月末までに新しい受給者証が発行されます（自動更新）。
□ 住宅設備改良に対する助成	浴室、便所、玄関、台所、廊下などを改造する費用を助成 (助成限度額80万円) ※助成の可否については、事前に相談 ※障害の内容に応じた既存住宅設備の改良が対象。	・身体障害者手帳1級又は2級 ・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 (33-1467)	I 工事前 □身体障害者手帳 □認印 □工事見積書 (社印・代表者印の押印・代表者名の記載必須) □家主の承諾書（借家の場合のみ）□預金通帳（本人名義） □工事の見取り図 □工事前の写真 II 工事後 □完成届 □請求書 □領収書 □工事後の写真	※障がい者の属する世帯について1回限り。 ※介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先。 ※世帯全員の課税状況に応じて負担額を算定します。
□ 自動車改造費の助成	自動車の改造に直接要した費用を助成 (助成限度額10万円)	下記①～③条件全てに該当する方 ①障がい者本人が所有し、運転する自動車の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方 ②身体障害者手帳 肢体不自由1～3級 ③市町村民税非課税	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 (33-1466)	□身体障害者手帳 □認印 □運転免許証（改造要件の記載が必要） □車検証 □預金通帳（本人名義） □改造にかかる費用の見積書 □自動車改造に係る請求明細書及び領収書	※1車両につき1回を限度とします。 ※再度申請する場合は、前回申請から5年を経過していることとします。
□ 所得税の障害者控除	特別障害者控除(40万円控除) ※同居の場合35万円加算	・身体障害者手帳1級又は2級	小田原税務署 (35-4511)		障害者控除は、手帳交付された年の年末調整や、公的年金等の受給者の扶養親族等報告書またはご自身で税申告をする際に控除申請を行ってください。
□ 住民税の障害者控除	特別障害者控除(30万円控除) ※同居の場合23万円加算	・身体障害者手帳1級又は2級	市民税課 (33-1351)		※手帳の申請から交付までに年をまたぐ場合は、9番市民税課にご相談ください。
□ 自動車税（軽自動車税）種別割、環境性能割の減免	自動車税（種別割、環境性能割）減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照	小田原県税事務所 (合同庁舎2階 32-8000)	□身体障害者手帳 □運転免許証 □車検証	※障がい者1人につき1台のみ。営業車は対象外。 ※自動車税（軽自動車税）の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。
	軽自動車税（種別割）減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照	市税総務課 (33-1343)	※その他状況によりご用意いただくものがありますので、詳細については、県税事務所にお問い合わせください。（自動車税）	※軽自動車の申請期間は、納税通知書送付後(5月初旬)～納期限(5月末)。
□ 有料道路通行料の割引	有料道路通行料5割引	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる自動車の範囲が異なる) 1種⇒本人が運転、あるいは介護者が運転し本人が同乗するとき 2種⇒本人が自動車を運転するとき	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	□身体障害者手帳 □車検証（A5版の電子車検証の場合、同時発行の「自動車検査証記録事項」も必要） □運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） □割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースの場合のみ） ETC利用の方（上記に加えて） □ETCカード（満18歳以上は障がい者本人名義） 未成年の場合は親権者名義 □ETC車載器セットアップ申込書・証明書	1種：本人が運転、あるいは介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの 2種：身体障がい者本人が運転する自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの ※最長2年更新で、期限満了の2か月前から更新の手続きが可能です。 ※ローンを完済されている場合は、車検証の所有者の名義変更を行ってから手続きをしてください。
□ J R、公営・民営鉄道、地下鉄運賃の割引	乗車運賃5割引 詳細はガイドブック参照	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる範囲が異なる) 詳細はガイドブック参照 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	各交通機関窓口	□身体障害者手帳	※利用方法については、各鉄道会社にお問い合わせください。
	定期5割引	1種⇒本人が12歳未満（小児）の場合の介護者 本人が12歳以上の場合、本人・介護者とも 2種⇒本人が12歳未満（小児）の場合の介護者			
□ 福祉タクシー利用券	初乗り運賃相当額等を助成 (福祉有償運送事業者を利用した場合は上限500円を助成)	・身体障害者手帳1級又は2級（上肢障害・聴覚障害の2級を除く） ・身体障害者手帳3級（上肢障害・聴覚障害は2級）以上 かつ療育手帳B1所持者 ・特定疾患医療受給者証・特定医療費（指定難病）医療受給者証所持者 ・小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 ・介護保険要介護3～5と認定され、在宅で生活している方	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1461)	□身体障害者手帳/療育手帳 特定疾患医療受給者証/特定医療費（指定難病）医療受給者証/ 小児特定疾患医療給付決定通知書	※自動車税（軽自動車税）の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※施設への入所・病院などへ入院をしている方は対象外です。 ※障がい福祉課と高齢介護課で両方の交付要件を満たしている方は障がい福祉課で交付します。 ※すでに高齢福祉課でタクシー券の交付を受けている方は、そのまま在宅高齢者等福祉タクシー利用券を利用してください。 ただし、腎臓機能障害1級の方は、追加分を障がい福祉課にて交付します。 ※県内のタクシー会社では、身体障害者手帳を提示すると、料金が1割引になる会社もあります。 (割引適用については各会社にお問い合わせください。)
	乗車運賃5割引 定期（12歳以上のみ）3割引	身体障害者手帳所持者 (1種、2種で対象となる範囲が異なる) 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	手続き不要 ※バス乗車時に手帳を提示してください。		※詳しくは各バス会社に確認してください。 ※運賃割引者証（バス券）の発行を希望する場合は、身体障害者手帳をお持ちになって、障がい福祉課の窓口までお越しください。

利用できる制度一覧（身体障害者手帳1級、2級）

〔令和7年12月版〕 裏面あり

制度項目	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックを参照	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□ NHK放送受信料の減免	全額免除	・身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	□身体障害者手帳 □認印	※NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
	半額免除	世帯主が次の障害の程度で、受信契約者である場合 ①視覚障がい者(1～6級) ②聴覚障がい者(1～6級) ③肢体不自由(1・2級) ④内部障がい者(1・2級)			
□ 水道料金の減免		橋地区、国府津の一部の地区的県営水道利用者で、 身体障害者手帳1、2級他(ガイドブック参照)	県企業庁水道局 (0463-73-6122)		
□ 携帯電話基本使用料の割引	基本使用料や通信料等割引	身体障害者手帳所持者 (契約者が障がい者本人の場合に限る)	各店舗		※ご利用の携帯電話会社等へお問い合わせください。
□ レンタカー使用料の割引	各社にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	ご利用のレンタカー各社		※事前に各社へお問い合わせください。
□ 公共・文化施設の利用料等の割引	各施設にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	各施設		※事前に各施設へお問い合わせください。
□ 避難行動要支援者所在マップ	災害時に救出及び避難誘導をするため、 要支援者を所在確認するためのマップ に掲載	ひとり暮らしの高齢者や障がい者等	福祉政策課 担当：福祉政策係 (33-1863)		
□ 補装具の交付・修理について	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料) 障がいの種類によって交付できる 補装具が異なるので要相談	身体障害者手帳所持者 ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 (33-1468)	□身体障害者手帳 □見積書 □医師の意見書(補装具の種類に応じて) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ) □個人番号カードまたは通知カード	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前に行ってください。(事後は対象外。) ※労働災害による障がいの場合は労働基準監督署へ問い合わせ
□ 日常生活用具費の給付	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料)	品目・対象者はガイドブック巻末の別表参照 ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前	障がい福祉課 窓口 担当：障がい者支援係 (33-1468)	□身体障害者手帳 □見積書 □購入希望用具のカタログ(コピー可。 <u>ストマ以外</u> は基本的に提出) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ)	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※18歳未満を対象とした給付には、所得制限はありません。 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前(購入後の申請は対象外)
□ 駐車禁止の規制対象からの除外	①道路標識等で駐車禁止されている場所 ②パーキングメーター又は パーキングチケット設置区間	視覚障がい1～3級及び4級の1 聴覚障がい2、3級／平衡機能障がい3級 上肢障がい1級、2級の1、2級の2 下肢障がい1～4級、体幹障がい1～3級、内部障がい1～3級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい1～3級	小田原警察署交通課 (32-0110)	□障害者手帳の写し(確認のため原本必要) □障がい者本人の住民票	※代理申請される場合は、他に書類を求めることがあるため、事前に電話で確認が必要。
□ 各種手当※手帳と認定の基準が異なります ①特別障害者手当 ②神奈川県在宅重度障害者等手当	日常生活において常時特別の介護を 必要とする在宅重度障害者に支給され ます。	※手帳の等級とは異なる基準によって認定され、手当によって 対象条件が異なりますので、詳細はガイドブックにてご確認くだ さい。	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	※詳細や提出書類はガイドブックを確認の上、ご不明な点があれば 障がい福祉課の窓口でご相談ください。	
□ 各種手当(20歳未満) ※手帳と認定の基準が異なります ①障害児福祉手当 ②特別児童扶養手当 ③小田原市心身障害児福祉手当 ④神奈川県在宅重度障害児福祉手当	①④は在宅の重度障害児、③④は 対象児童を養育しており所定の条件 満たす方に手当が支給されます。	※手帳の等級とは異なる基準によって認定され、手当によって 対象条件が異なりますので、詳細はガイドブックにてご確認くだ さい。	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	※詳細や提出書類はガイドブックを確認の上、ご不明な点があれば 障がい福祉課の窓口でご相談ください。	
□ 神奈川県心身障害者扶養共済制度 (しょうがい共済)	障がいのある方を扶養している保護者 が一定の掛金を納めることで、保護者 に万一のことがあったとき、障がいの ある方に終身一定額の年金を支給	将来独立して自活することが困難な身体障がい者(1級から 3級)などを扶養している65歳未満の方で所定の要件を満た している方。	障がい福祉課 窓口 担当：障がい福祉係 (33-1446)	※ガイドブックを確認の上、ご不明な点があれば障がい福祉課の 窓口でご相談ください。	※場合により必要書類がことなりますので、事前に担当の係までお問い合わせ ください。

※対象について、福祉タクシー利用券以外は療育手帳・精神保健福祉手帳・指定難病の記載が省略となっています。

※詳しい制度の内容や記載事項以外の制度・サービス等については、障がい福祉ガイドブックをご覧ください。

※障がいガイドブックは、市ホームページからダウンロードできます。 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

